

オムニバス II 指令書に関する 第 4 回議長譲歩案



2011 年 6 月

オムニバス II に関する第 4 回議長譲歩案の公表は、ソルベンシーII 実施日の 1 年先送りを提案しています。

はじめに

欧州閣僚理事会（Council of the European Union）は、2011 年 6 月 21 日、オムニバス II 指令書に関する第 4 回議長譲歩案を公表しました。そこでは、今年 1 月に公表された当初のオムニバス II 指令書に提案されていたソルベンシーII 指令書に更なる改訂を加えています。

特に、今回の改訂版では、これまでのドラフトに提案されている 2 か月の先送りに加えて、ソルベンシーII のスケジュールをさらに 1 年遅らせて、ソルベンシーII 実施日を 2014 年 1 月 1 日とすることを提案しています。

直近の文面では、今月初めに公表された前回のドラフトで提案された移行措置はそのままにしていますが、自己資本、年金指令書（Pensions Directive (2003/41/EC)）第 4 条において発行された契約、ソルベンシーII におけるソルベンシー資本要件を満たすことができない保険会社に対する追加要件に関する移行措置の範囲について、更なる詳細を記しています。

ミリマンでは、ドラフト版指令書の理解に役立つよう、変更点をはじめとする内容と、保険会社およびソルベンシーII 全般にとってこれらの提案が意味すると思われる内容の簡単な分析を本紙にまとめました。

ソルベンシーII のスケジュール

最新の議長譲歩案では、ソルベンシーII のスケジュールをさらに 1 年遅らせて、欧州でのソルベンシーII 実施日を 2014 年 1 月 1 日とすることを提案しています。それに対応して、提案されている移行措置のタイミングも動いており、その多くは 2018 年末まで延長されています。

最新のドラフト版では、実施準備のため、2013 年 3 月 31 日までにソルベンシーII 指令書を国内法に置き換えることを加盟国に求めています。自己資本の区分と承認、部分的・全面的内部モデルの承認、

会社固有のパラメータの使用、SPV、グループのソルベンシー要件の計算を含めた一連の要件は、単に評価を目的として、2013 年 7 月 1 日までに実施することになるでしょう。

ソルベンシーII のスケジュールが変わり続けていることに対して、各関係者より様々な反応があることと思われます。

多くの会社では、間違いなくソルベンシーII の計画を策定・実行するための時間が増えたこと、また、ソルベンシーII に関する限られたリソースに対するプレッシャーを軽減する助けになること、両方の点で、今回のスケジュール延期を歓迎するでしょう。しかし、提案されたスケジュールは、内部モデル承認プロセス（IMAP）と自己資本の監督当局承認プロセス両方の開始が 2013 年 7 月 1 日まで延期されたことになり、この遅れは、すでに進捗を重ねている保険会社からは疑問視されるでしょう。

また、延期が提案されたことによりより多くの時間が使えるはずですから、ドラフト 2 テキストに対する最近の回答として強調された通り、現在のソルベンシーII 要件にある主要案件を解決し、願わくはソルベンシーII をより適切かつ整合的な規則へと進展させてほしいものです。

本ドラフトに先駆けて公表された 2011 年 6 月 20 日の FSA のステートメントでは、英国の保険会社は引き続き 2013 年の実施日を目指すべきであるとしており、また EIOPA のコメントでは、ソルベンシーII は 2013 年の実施日から先送りされることはないとしていることを記しておきます。これらの公表のタイミングが微妙であるため、今回のドラフトを念頭に書かれているのかどうかわかりません。

会社が適時かつ整合的にソルベンシーIIを適用できるよう十分に準備するため、オムニバスIIの最新のドラフトでは、保険会社に対して実施計画を求める権限を監督当局に与え、進捗をモニターできるようにしています。技術的準備金、保有自己資本、資本要件、ガバナンスの制度、監督当局向け報告および一般向けディスクロージャーにおける現行の手順と手続きに関する情報を、**2013年7月1日**までに監督当局に提出する必要があるとここでは提案しています。

移行措置

最新のドラフト版指令書では、自己資本の区分に関する移行措置の範囲について新たな文面が含まれています。これにより、移行措置は、ソルベンシーII実施前に発行された以下を含む基本自己資本項目に関連させるべきであることを確認するものです。

- 劣後相互社員勘定
- 優先株
- 劣後債務

保険会社および業界団体は、ソルベンシーII実施前に発行された現行の基本自己資本項目、とりわけハイブリッド商品等に関する移行措置の必要性を長いこと強調してきました。そのため、この対象範囲の確認は、多くの関係者にとって喜ばしいこととなります。

それにもかかわらず、既得権に対してどのような措置が採られるのか、また、大きな市場の混乱を引き起こさずに会社の債務を履行し、再構築するのに適切な長さの移行期間なのかどうかに関する詳しい情報は現在も入っていません。

上記に加えて、今回の譲歩案には、年金指令書の第4条において発行された職業退職準備金の積み増しについても規定しています。加盟国により本条項が適用される場合、保険会社は当該契約について技術的準備金に関するものを除き、**2015年12月31日**までソルベンシーIの要件を適用し続けることが可能です。

この移行措置が実際にどう機能するのかは不明です。これは、ソルベンシーIIにおけるベストエスティメイトの技術的準備金をソルベンシーIの（慎重な技術的準備金を前提とした）資本要件と混ぜるように見えるためです。さらに、ソルベンシーIIの資本要件との最終的な比較が求められるようですが、これは両方の基準でパラレルなシステムを維持することを求めているように思われます。

ソルベンシー資本要件

改訂版では、第138条への追加を提案し、ソルベンシー資本要件（SCR）を満たすことができない保険会社に対する要件を規定しています。ソルベンシーII実施日前に必要ソルベンシーマージンに従う保険会社でソルベンシーII施行初年度はSCRを満たすことができない会社は、**12か月**の間でSCRを満たすに十分なまでに自己資本を引き上げるか、事業に対するリスク度合を減らして満たすべきSCRを引き下げることが認められます。

これにより影響を受ける保険会社は、四半期ごとに監督当局に実行した対策および進捗を記した報告を提出する必要があります。

まとめと分析

第4回議長譲歩案では、ソルベンシーIIレベル1指令書への変更の範囲が規定された当初オムニバスIIの文面に対する更なる変更を提案しています。

最新のドラフト版では、自己資本項目やSCRに従うことができない保険会社に対する要件に関する移行措置の範囲などの領域に追加の提案をしています。最も大きな変更は、ソルベンシーIIの実施日を**2014年1月1日**まで遅らせ、移行期間もそれに対応させるという提案です。

スケジュールの変更は、会社にとっても監督当局にとってもソルベンシーIIの計画を設計し実行するまでに一息つけることとなりますが、結果として、IMAPプロセスのあらゆる遅れが、この分野ですでに進展している会社間での懸念要因になるのではないかとこのことを記しておきます。

ミリマンについて

ミリマンは、世界でも有数の独立系数理コンサルティング会社です。1947年にシアトル（米国）で設立され、現在は米国および海外の54の主要都市にオフィスを構え、2,500名以上の職員が働いています。

www.milliman.com

ヨーロッパにおけるミリマンの拠点

ミリマンは、ヨーロッパにおいて強力なプレゼンスを確立しており、現在、アムステルダム、ブカレスト、ダブリン、ロンドン、マドリッド、ミラノ、ミュンヘン、パリ、ワルシャワ、チューリッヒの各オフィスから 200 名以上のコンサルタントがお客様のサポートをしています。

www.milliman.co.uk



連絡先

本紙またはソルベンシーII に関するご質問、ご意見等ございましたら、下記コンサルタント、またはお近くのミリマンのコンサルタントまでご連絡ください。

William Coatesworth
william.coatesworth@milliman.com
+44 20 7847 1655

John McKenzie
john.mckenzie@milliman.com
+44 20 7847 1531

Neil Cantle
neil.cantle@milliman.com
+44 20 7847 1537

ミリマンは、ここに示した情報を認証したわけでも、その正確性、完全性を保証したわけでもありません。当該情報は、読者自身の判断でご利用いただくものであり、その正確性、完全性に関する独立したレビューをせずに依存すべきものではありません。また、ここに掲載されている内容は、ミリマンの同意なしに複製することはできません。